

## 公表事項

社会福祉法人静岡福祉事業協会  
役員等の報酬等の支給基準  
(役員及び評議員報酬等規程)

## 静岡福祉事業協会役員及び評議員報酬等規程

平成2年3月28日制定

平成2年12月13日改正

平成4年4月1日改正

平成6年3月24日改正

平成7年3月16日改正

平成8年3月21日改正

平成8年3月21日改正

平成26年5月26日改正

平成29年6月20日改正

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 静岡福祉事業協会（以下「協会」という。）の役員及び評議員等の報酬及び期末手当並びに費用弁償等に関する事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員及び評議員等には報酬を支給する。

ただし、常勤の職員が役員を兼ねるときは、その兼ねる役員としての報酬は支給しない。

2 報酬の額は、次の表に掲げるとおりとする。

| 区分              | 報酬額 |                            |
|-----------------|-----|----------------------------|
| 理事長             | 日額  | 10,000円                    |
| 常務理事            | 月額  | 職員の給与との権衡を考慮して、理事会において定める額 |
| 理事<br>監事<br>評議員 | 日額  | 5,000円                     |
| 評議員選任・<br>解任委員会 | 日額  | 5,000円                     |
| 苦情解決<br>第三者委員   | 日額  | 5,000円                     |

(報酬の支給)

第3条 報酬が月額で定められている役員の報酬は、協会の職員給与規程に定める例により支給する。

2 報酬が日額で定められている役員及び評議員等の報酬は、勤務の実績により、その都度支給する。

(期末手当)

第4条 月額で報酬を支給する役員で、3月1日、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という)にそれぞれ在職する者には、期末手当を支給する。これら基準日前1箇月以内に離職し又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在において受けるべき報酬月額に3月に支給する場合においては、100分の50、6月に支給する場合においては、100分の220、12月に支給する場合においては、100分の250を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

| 在 職 期 間                |                | 割 合      |
|------------------------|----------------|----------|
| 基準日が3月1日又は6月1日である場合    | 基準日が12月1日である場合 |          |
| 3 箇 月                  | 6 箇 月          | 100分の100 |
| 2 箇月15日以上<br>3 箇月未満    | 5 箇月以上6 箇月未満   | 100分の 80 |
| 1 箇月15日以上<br>2 箇月15日未満 | 3 箇月以上5 箇月未満   | 100分の 60 |
| 1 箇月15日未満              | 3 箇月未満         | 100分の 30 |

3 前2項に定めるもののほか、期末手当については、協会の職員給与規程に定める期末手当の例による。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員等が協会の用務のために旅行した場合には、その者に対し、協会の職員の旅費規程により、当該旅行に要した費用を弁償する。

2 報酬が月額で定められている役員には、協会の職員給与規定に定める通勤手当の例により、通勤に要する費用を弁償する。

(退職記念品料の支給)

第6条 役員及び評議員並びに苦情解決第三者委員が退職したときは、退職記念品料を支払うことができる。

ただし次の各号に掲げる者には支給しない。

- (1) 任期满了の日の翌日に再び役員及び評議員となった者
- (2) 勤続期間が1年未満で退職した者

(退職記念品料)

第7条 退職記念品料の額は、次表のとおりとする。

| 勤続年数       | 退職記念品料   | 支給方法   |
|------------|----------|--------|
| 1年以上3年未満   | 10,000円  | 退任したとき |
| 3年以上5年未満   | 20,000円  |        |
| 5年以上10年未満  | 30,000円  |        |
| 10年以上20年未満 | 50,000円  |        |
| 20年以上      | 100,000円 |        |

(委任)

第8条 その他この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年3月24日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年3月16日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。